

佐世保市監査委員公表第29号

定期監査の結果について

佐世保市監査委員監査基準に従い、定期監査を実施しましたので、その結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

令和7年10月24日

佐世保市監査委員 宮崎 祐輔
佐世保市監査委員 赤瀬 隆彦
佐世保市監査委員 井上 友子



財務部 分

監査結果報告

佐世保市監査委員監査基準に従い、監査を実施したので報告する。

1 監査の種類 財務監査（定期監査）

2 監査の対象 財務部

財政課、資産経営課、市民税課、資産税課、収納推進課、契約課、
技術監理課

3 監査の期間 令和7年8月22日（金）～令和7年10月20日（月）

4 監査の着眼点

- (1) 収入事務は適正か。
- (2) 支出事務は適正か。
- (3) 契約事務は適正か。
- (4) 財産管理事務は適正か。

5 監査の実施内容

令和7年度に執行された財務に関する事務が、法令等に基づき、適正に行われているか関係書類を抽出して調査を行い、また、担当職員の説明を聴取するなどの方法により実施した。

6 監査の結果

上記、記載のとおり監査した限りにおいて、収入事務、契約事務、財産管理事務につき、別記1のとおり改善を要する事項が見受けられた。その事項を除き、重要な点において、監査の対象となった事務は法令等に適合し、正確に行われていた。

なお、軽易な事項については記述を省略した。

7 指摘事項に対する所見

別記2のとおり

【指摘事項】（改善を要する事項）

1. 収入事務

- ① 雑入の調定において、佐世保市事務処理規程第7条第6号で「…税外収入（条例、規則等で確定しているものを除く。）の徴収…に関すること。」は部長等専決事項と規定されているにもかかわらず、部長の決裁を受けていないものがあった。

（資産税課）

2. 契約事務

- ① 行財政情報サービス「i JAMP」の利用契約において、佐世保市財務規則第144条第3号に規定する契約保証金の免除の要件に該当しないにもかかわらず、契約保証金を免除していた。

（財政課）

- ② 佐世保市財務会計システム運用保守業務委託契約において、佐世保市事務処理規程第7条第34号で「…1件600万円以上1,200万円未満の経費の支出負担行為に関すること。」は部長等専決事項と規定されているにもかかわらず、部長の決裁を受けていなかった。

（財政課）

- ③ 本庁舎、中央保健福祉センター及び高砂駐車場警備、管理及び監視業務委託契約において、最低制限価格が佐世保市業務委託の予定価格及び最低制限価格の決定等に係る事務処理要綱第6条第2号に定められた最低制限価格の算出方法と異なっていた。

（資産経営課）

- ④ プログラム・サポートサービス契約において、佐世保市文書規程第18条で「…契約…に関する起案文書は、すべて総務課長の審査を受けなければならない。ただし、常例的なもので総務課長が審査対象外に指定したものは、この限りでない。」と規定されているにもかかわらず、総務課長の審査を受けていなかった。

（契約課）

3. 財産管理事務

- ① 公印台帳（副本）において、佐世保市公印規則第12条第2項で「監守者は、前項の規定に準じ、公印台帳の副本を作製し、常に整理しておかなければならない。」と規定されているにもかかわらず、平成25年4月1日以降整理していなかった。

（資産経営課）

- ② 職印（出納員職印、分任出納員職印、分任出納員領収印）において、佐世保市物品会計規則第 10 条第 2 項で「…次に掲げる規則…に規定する公印は、備品として取り扱うものとする。…(2)財務規則…」と規定されているにもかかわらず、備品として取り扱っていなかった。

（資産経営課）

- ③ 行政財産一時貸付契約において、佐世保市事務処理規程第 7 条第 5 号で「不動産の貸付けに関すること（職員駐車場に関することを除く。）」は部長等専決事項と規定されているにもかかわらず、部長の決裁を受けていなかった。

（資産経営課）

〔別記 2〕

【指摘事項に対する所見】

今回の財務部の定期監査指摘事項は 8 件で、令和 5 年度に実施した前回定期監査指摘事項 4 件から 4 件の増加となった。

1. 財政課

誤った契約保証金の免除、無権限での契約締結は本市の財務事務の信頼を大きく損なうものである。再発防止を徹底されたい。

- ・行財政情報サービスの利用契約（契約金額 5,280,000 円）において、契約の相手方が登録業者ではないことから佐世保市財務規則第 144 条第 3 号に規定する契約保証金の免除の要件「相手方が令第 167 条の 5 及び令 167 条の 11 に規定する資格を有する者」に該当しないにもかかわらず、入札参加資格者名簿の確認が不十分で、誤って契約保証金を免除している。
- ・佐世保市財務会計システム運用保守業務委託契約（契約金額 9,510,600 円）において、課長はその決裁権限を有しないにもかかわらず契約を締結しており、佐世保市事務処理規程に違反した取扱いを行っている。

2. 資産経営課

特に、公印等の管理の不備が複数発見されており、杜撰な管理の実態が顕在化している。重要物品である公印等の取扱いについての認識を改め、厳格な管理を行われたい。

また無権限での契約締結や最低制限価格の誤りは本市の財務事務の信頼を大きく損なうものである。再発防止を徹底されたい。

- ・公印「用地専用市長印」に係る公印台帳（副本）において、監守者である課長は異動時に公印台帳（副本）に新たな監守者名又は公印取扱責任者名を記載しなければならないが、平成 25 年 4 月 1 日以降の監守者又は公印取扱責任者の変更が記載されておらず杜撰な管理となっている。

- ・職印（出納員職印、分任出納員職印、出納員領収印、分任出納員領収印）は備品として取り扱い、備品台帳に登録して管理することとなっているが、保有する職印４個のうち１個しか備品登録しておらず杜撰な管理となっている。

また直近８月に会計管理室から出納員等職印の現況調査についての通知が発出され、備品未登録分があれば早急に登録するよう指示があっているが実施していない。

- ・行政財産一時貸付契約（佐世保市役所本庁舎地下１階及び駐車場）において、課長はその決裁権限を有しないにもかかわらず契約を締結しており、佐世保市事務処理規程に違反した取扱いを行っている。

- ・本庁舎、中央保健福祉センター及び高砂駐車場警備、管理及び監視業務委託契約（契約金額 月額 5,793,526 円）において、佐世保市業務委託の予定価格及び最低制限価格の決定等に係る事務処理要綱で、最低制限価格は入札書比較予定価格×100 分の 81（算出された額の 100 円未満切り捨て）に消費税等相当額を加算した額とされているが、金額を誤っている。

以 上